

別記様式第1号(第四関係)

いなみちく かつせいかけいかく
稲美地区活性化計画

ひょうごけん いなみちょう
兵庫県・稲美町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	稲美地区活性化計画	都道府県名	兵庫県	市町村名	稲美町	地区名(※1)	稲美地区	計画期間(※2)	平成27年度～31年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	-------------

目 標 : (※3)

交流人口の増加

本町は、神戸市、明石市、加古川市、三木市の4市に囲まれた地理的条件と田園の広がる良質な環境により、阪神地域のベッドタウンとして発展してきた。このような恵まれた立地条件を活かした効果的な農業振興施策の推進が必要である。

事業予定地は平成26年5月に六次産業化法による「6次産業計画」の認定を受けて、大規模農産物直売所や加工施設、地元産の食材を使用する飲食店等を備えた6次産業化の拠点を整備し、地産地消による地元農産物の消費拡大、産地の育成、高付加価値化による農業者の所得向上を図ることとしている。この六次産業化拠点ゾーンの隣接地域に市民農園や体験農園等を整備し、自然環境、歴史資源、「食」や「農」等の魅力ある地域資源など本町の魅力を町内外に情報発信して、交流人口の増加を図り、地域と地域農業の活性化につなげる。

○交流人口目標(H31年):6,000人 (年次別計画:H26(実績)100人、H27年 200人、H28年 4,790人、H29年 5,340人、H30年 5,350人)

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は面積34.96km²で、その特徴はほぼ全域が平坦で、町域の10.7%を占めるため池と水路、水田、集落等によって構成された田園の広がる良質な環境が「いなみ野ため池群」として、文化庁から文化的景観の重要地域に選ばれた特色ある景観を有している。また、町域の50%以上を農地やため池など農業に関する施設が占め、温暖な気候と消費地にも近いという特長を活かして多種多様な農産物が生産され、農業は本町の主要な産業となっている。

農林業体験施設設置予定地区は稲美町の南部に位置し、本町の東西交通の要衝地にある農村地帯で近隣に天満大池を含む良好な田園景観の代表的空間でもある。また平成27年度には隣接地に六次産業化施設(農産物直売所、地域食材供給施設、農産物加工施設等)を整備する予定である。

現状と課題

本町の農業は、消費地に近いという立地条件を活かして野菜や米など安全・安心な食料の供給ばかりでなく、自然環境や美しい景観、レクリエーションの場等多様な恩恵を提供してきた。近年、農業全体の低迷等により農業従事者の高齢化、後継者不足など農業・農村は大変厳しい状況におかれており、農地を適切に維持・保全することが困難になり、農地の荒廃と農村の活力低下が懸念されている。このため、元気な農業の再生と魅力ある農村の維持・発展を図るために、地域住民と連携して六次産業化と交流の場づくりを推進する。

今後の展開方向等(※4)

- ①意欲ある農業者と連携して生産、加工、流通販売の一体化の取組みを進める6次産業化施設を整備し、町の農産物・特産品販売や食の提供、観光・体験・交流等の情報の発信など町の農業振興拠点を目指す。
- ②農業体験や交流活動を促進し、農業や食に親しめる仕組みづくり推進するために、市民農園や体験農園の整備を行う。また、運営に当たっては隣接する6次産業化施設との連携を密にし、市民農園の効率的な利用を進め、地域の活性化と自然景観の維持保全に努める。
- ③さらに、農地の恩恵を享受してきた消費者等住民が本町の農業への理解を深めるとともに、これをみんなで支える新しい仕組みづくりに努める。このため、農業者、住民・NPO・農業団体・JA・行政等の多様なステークホルダーによる『協働』を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
稲美町	稲美	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	JA兵庫南	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
稲美町	稲美	6次産業化ネットワーク活動交付金整備事業	JA兵庫南	H27年度予定(農産物加工処理機械)

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

稲美地区(兵庫県 稲美町)	区域面積(※2)	2,770ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当地域は総面積(市街化区域とため池面積を除く)2,770haのうち農林地面積が1,7625haと64%を占め、また農業就業人口は1,464人で全就業者に対して10.1%(農家世帯数は1,868戸で15.8%)を占めるなど、農業は当地域の重要な役割を担っており、法第3条第1号に該当する区域である。 (統計資料:農林業センサス、稲美町統計書)</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 当地域は、生産者が高齢化し、農地の荒廃と農村の活力低下が懸念されている。このため、新たに作成した「稲美町農業振興ビジョン」に基づき、恵まれた自然環境を活かして魅力と活力ある農村づくりを目指すことにしており、この一環として交流の場・交流の機会づくり、6次産業化拠点づくり(農産物直売所等)を進めて地域農業と地域の活性化を図る。ア 農家戸数の減少H17年1,920戸→H22年1,868戸 イ 高齢化率の進行(65歳以上の就業者の割合):H17年57%→H22年62% ウ 農地の改廃(農地面積の減少):H17年1,418ha→H22年1,382ha</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当地域は、農業振興地域内の農用地が大部分を占め、市街地は含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法 第2条第2項 第1号イ・ロの		市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			
稲美町岡字西	599	田	田	2,966	賃借権	竹内 武	稲美町国安337			イ・ロ			
	600			1,431	同上	坂井千代子	稲美町岡478			イ・ロ			
	601			1,586	同上	宮澤 猛	神戸市北区西山			イ・ロ			
	603			1,215	同上	坂井三重子	稲美町岡417			イ・ロ			
	604			1,785	同上	坂井三重子	稲美町岡417			イ・ロ			
	605-1			1,540	同上	坂井安男	稲美町岡322-2						休憩・農機具収納施設、コミュニティ広場・駐車場
	605-3			485	同上	坂井清子	稲美町岡405						

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	休憩施設・農機具収納施設	鉄骨平屋	110㎡	912㎡	平成27年10月～28年2月	
工作物	あずま屋	木造		40㎡	同上	
工作物	コミュニティ広場・駐車場	アスファルト造り		1,113㎡	同上	
工作物	パイプハウス	パイプ	403㎡	403㎡	同上	
計				2,468㎡		

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成28年4月

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標に掲げる交流人口の増加については、市民農園利用者、農作業体験者、イベント参加者や直売所利用者等の調査を毎年実施して「交流人口」を把握するとともに、その利用実態や課題等について、稲美町農業振興協議会(構成:稲美町、稲美町農業委員会、JA兵庫南、加古川農業改良普及センター)に加えて商工会や大学とも連携して検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。